

営業時間	A	<input checked="" type="checkbox"/> 月	<input checked="" type="checkbox"/> 火	<input checked="" type="checkbox"/> 水	<input checked="" type="checkbox"/> 木	<input type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(5 日/週)	9 : 00	~	19 : 00
	B	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input checked="" type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(1 日/週)	9 : 00	~	12 : 00
	C	<input type="checkbox"/> 月	<input type="checkbox"/> 火	<input type="checkbox"/> 水	<input type="checkbox"/> 木	<input checked="" type="checkbox"/> 金	<input type="checkbox"/> 土	<input type="checkbox"/> 日	(0 日/週)		~	

店舗名称	府庁薬局	許可番号	A00000
------	------	------	--------

時間	0	2	4	6	8	10	12	14	16	18	20	22	計
営業時間													10
開店時間													10
特定販売時間													10
医薬品販売時間													10
要指導医薬品又は第一類医薬品													10
薬剤師													10
登録販売者													10
営業時間													3
開店時間													3
特定販売時間													3
医薬品販売時間													3
要指導医薬品又は第一類医薬品													3
薬剤師													3
登録販売者													3
営業時間													
開店時間													
特定販売時間													
医薬品販売時間													
要指導医薬品又は第一類医薬品													
薬剤師													
登録販売者													

薬剤師不在時間	(有)・無	
健康サポート薬局である旨の表示	(有)・無	
1週間あたりの合計		
営業時間	53	時間
開店時間	53	時間 ①
1週間中の1週間あたり合計		
医薬品販売時間	53	時間 ②
要指導又は第一類医薬品販売時間	53	時間 ③
情報提供場所		
合計	2	箇所 ④
(内)要指導・第一類医薬品用	1	箇所 ⑤
体制省令関係		
⑥÷⑤÷③	2.26	≥1
(⑥+⑦)÷②	3.40	≥1
(⑥+⑦+⑧)÷④÷②	2.17	≥1

薬剤師	勤務時間
1 管 大阪 一郎	40
2 兵庫 次郎	40
3 京都 春子	40
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	
11	
12	
勤務時間合計 ⑥	120

登録販売者	勤務時間	登録販売者(研修中)	勤務時間
1 奈良 三郎	35	1 滋賀 秋子	30
2 和歌山 夏子	25	2 福井 四郎	20
3		3	
4		4	
5		5	
6		6	
7		7	
8		8	
9		9	
10		10	
11		11	
勤務時間合計 ⑦	60	勤務時間合計 ⑧	50

(薬局のみ記載)		⑥≥①となっていること	<input checked="" type="checkbox"/> 適 ・ <input type="checkbox"/> 否
以下、1日あたりの受取処方箋枚数40枚以上の薬局において記載すること			
総取扱処方箋枚数 (A)	30,000 枚	(眼科・耳鼻科・歯科) × 2/3 + その他の診療科	前年において業務を行った期間及び日数(B) 1月4日 ~ 12月28日 (日数) 307 日
1日あたりの受取処方箋枚数 (A/B)	97.7 枚	就業時間	40 時間/週
必要薬剤師数 40枚毎1名	イ 3 名	現在の勤務体制による算出薬剤師数	□ 3.0 名

※ 薬剤師の員数は実雇用人数ではなく、各薬剤師毎の勤務延べ時間/就業時間(1週間あたり)で割り出した数で算出します。就業規則がない場合は、最低時間32時間で除する。イ≦□であれば員数を満たしていることになります。

勤務表(記載時の留意点)

※ 黄色のセルを正しく記載すると、青色のセルは自動的に計算されます。

(ア) 営業時間

店舗又は薬局の営業曜日と時間を記載してください。(医薬品以外の物を販売する時間を含む。)
営業時間等が同じである曜日はまとめて☑してください。

(イ) 営業時間及び薬剤師・登録販売者の勤務時間

営業時間及び薬剤師・登録販売者の勤務時間を塗りつぶすか、
線を引いて、何時から何時まで営業・勤務しているかをわかるように記載してください。

(ウ) 開店時間(1週間あたり)

1週間の営業時間等の合計を記載してください。

- 営業時間：医薬品以外の物を販売する時間を含めた店舗の営業時間。(特定販売のみ行う時間を含む)
- 開店時間：営業時間のうち特定販売のみを行う時間を除いた時間。(施行規則第14条の3)
- 医薬品販売時間：要指導医薬品又は一般用医薬品を販売する時間。
- 要指導医薬品又は第一類医薬品販売時間：要指導医薬品又は第一類医薬品を販売する時間。

(エ) 情報提供場所

要指導医薬品、第一類医薬品及び一般用医薬品(二類、三類)を取扱う場合は、
その情報提供場所の合計数を④に、その内、要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供場所を⑤に記載してください。
要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供場所を2箇所以上設置する場合は、④と⑤の値は異なります。

(オ) 体制省令関係

計算式のとおり計算し、小数点以下2桁まで記載してください。

(右欄に記載してある数値未満の場合は、薬剤師又は登録販売者の勤務体制(人数、時間)等を見直してください。)

- $\textcircled{6} \div \textcircled{5} \div \textcircled{3}$ ：(薬剤師勤務時間)÷(要指導医薬品及び第一類医薬品の情報提供設備数)÷(要指導医薬品及び第一類医薬品を取扱う開店時間)
- $(\textcircled{6} + \textcircled{7}) \div \textcircled{2}$ ：(薬剤師・登録販売者の勤務時間)÷(医薬品を取扱う開店時間)
- $(\textcircled{6} + \textcircled{7} + \textcircled{8}) \div \textcircled{4} \div \textcircled{2}$ ：(薬剤師・登録販売者・登録販売者(研修中)勤務時間)÷(医薬品の情報提供場所数)÷(医薬品を取扱う開店時間)

(カ) 薬剤師・登録販売者の氏名と勤務時間

勤務している薬剤師・登録販売者の氏名と一週間の勤務時間を記載してください。また、合計時間を記載してください。

【登録販売者について】

○管理者については、1の枠に管理者の氏名を記載し、「管」に○を記入してください。

※ 店舗販売業及び配置販売業において、登録販売者を管理者とする場合は、
過去5年のうち2年以上の業務(実務)従事経験が必要です。(従事証明書を併せて添付してください。)

(キ) 処方箋枚数等の記載

薬局のみ記載してください。

処方箋枚数が1日40枚以下の薬局の場合は、2行目以降の記載の必要はありません。